

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本レオロジー学会（以下、本会という）が編集または発行する著作物の著作権に関する基本的事項を定める。

(著作権の帰属)

第2条 本会が編集または発行する著作物の国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。以下同じ。）は、本会に最終原稿ないし電子データが送付された時点から原則として本会に帰属する。

2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を本会事務局あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本会との間で協議の上措置する。

3. 本会に送信された著作物が本会の出版物等に掲載されないことが決定された場合、本会は当該著作物の著作権を著作者に返還する。

(著作権利用の許諾)

第3条 本会に帰属する著作権を利用する場合は、本会の許諾を必要とする。許諾は、原則として事前に文書によるものとする。

2. 本会が著作権を有する著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに対し、本会は異議申し立て、もしくは妨げることをしない。著作者が著作者自身の著作物を利用しようとする場合、著作者は本会に事前に申し出を行った上、本会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本会への申し出を不要とする。

- (1) 著作者自身の元の著作物を25%以上変更した場合
- (2) 著作者自身の元の著作物を新規性を採録の要件としない出版物（単行本、雑誌等）へ収録を行う場合

3. 著作者が著作権の返還を本会に申請した場合、本会は、当該著作者の申請が正当な理由によるものか否かを判断する。正当であると認めるときは、当該著作権を著作者に返還する。ただし、当該著作者は、当該著作物に関し、本会の運営上必要となる事項（第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への掲載等）を本会が継続して実施できるよう、本会に対して当該著作物にかかる著作権の利用許諾を与えるものとする。なお、当該利用許諾については電子データや原稿等を他の学会等に提出するに先立って本会に通知するものとし、本会へ利用許諾を行ったことにより提出先の学会等との間に紛争が生じた場合は、本会は当該著作者と協力して、解決を図るものとする。

(例外的取り扱い)

第4条 他の学会等との共催行事に提出される電子データや論文等の著作権について別段の取り決めがあるときは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(著作者の責任)

第5条 本会が編集または発行する著作物が、第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、その著作者自身が責任の一切を負うものとする。著作物が「現状のまま」提供され、その正確性、完全性、商品性、特定の目的に対する適合性等に関して、本会は、明示、黙示にかかわらず、またその著作物が本会の査読プロセスを経ているかどうかにかかわらず、一切の表明、保証を行わない。また、著作物の利用の結果として生じた損害（知的財産権の侵害に関する損害を含む）について、通常および特別の事情により生じた損害であるかにかかわらず、本会は一切の責任を負わない。

(侵害排除等)

第6条 本会が著作権を有する著作物に対して第三者から著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合は、本会が当該著作者と協力してその侵害を排除する等の解決を図るものとする。

(既発行の著作物の取り扱い)

第7条 本規程は、本規程施行後に本会が編集または発行した著作物について適用される。本規程施行前に投稿された本会に関わる著作物の著作権についても、投稿者から別段の申し出があり、本会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

附則

1. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については日本国「著作権法」に拠る。
2. 本会が編集または発行する著作物は次を主たるものとする。
 - (1) 会誌
 - (2) 本会が主催する会議の予稿集
 - (3) 講演会資料
 - (4) 単行本
 - (5) 映像出版物
 - (6) 電子データ著作物
 - (7) その他、会員や一般に頒布もしくはホームページで提供するもの
3. この規程の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規程類の中で定めるものとする。
4. 本規程の改廃は、理事会の議決により実施する。
5. この規定は、令和3年2月9日開催の第24期後期第2回理事会において制定され、同日から適用する。